毎週火・金曜日発行



利
丑
师
公
幸

公安委員会規則

次

 \blacksquare

ページ

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則(五・警務

1

. 1

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (六・交通企画課)

規則 (七・警察本部総務課) 4

道路交通等保全に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則(八・

警備第二課) 警察本部告示 5

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する

公 俶 椺 逥 公区 热 迴

秋田県公安委員会規則第5号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 驟 #

品

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則(昭和32年秋田県公安委員会規則第3

別表日

#	
29	58
84	≻
304	168
461	110 110
438	169
1,316	人 597
149	人 249
	29 84 304 461 438 1,316

例

	86	28	58			
	175	85	90			
	448	294	人 154			
	563	443	人 120			
	651	482	人 169			
	1,923	1,332	, 591			
	388	147	人 241			
に改める。						

迴

この規則は、公布の日から施行する

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 쨇 # 岀

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

ように改正する。 秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次の

請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2項中「行為」を「理由」に、 定して当該申請に係る場所又は時間制限駐車区間に駐車することを」を「期間、時 び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指 「社会の慣習」を「社会慣習」に、 第7条第1項中「(2通)により、当該場所」を「2通を当該禁止場所」に、 場所等を指定して」に改める 「時間を限つて又は駐車することができる場所及

「秋田市河辺松渕字松木台地内」に、「南秋田郡昭和町大久保字元木田地内」を「潟 「由利本荘市岩城内道川字ウトカ鼻地内」に、 別表第1日本海沿岸東北自動車道の項中「由利郡岩城町内道川字ウトカ鼻地内」 「河辺郡河辺町松渕字松木台地内」を

上市昭和大久保字元木田地内」に改め、同表一般国道 7 号の頂中「北秋田郡鷹巣町今泉字根立場 2 番212地先」を「北秋田市今泉字根立場 2 番212地先」に、「北秋田郡鷹巣町綴子字大堤85番 2 地先」に改め、同表一般国道13号の項を次のように改める。

横手市安田字越廻46番1地先から秋田市川尻町字大川反 233番7地先まで 一般国道13号 横手市婦気大堤字田久保下115番1地先から同市安田字越 廻46番1地先まで

別表第1一般国道46号の頂中「同郡協和町境字岸館74番2地先」を「大仙市協和境字岸館74番2地先」に改め、同表一般国道101号の頂中「南秋田郡天王町天王字蒲沼字番4地先」を「潟上市天王字蒲沼92番4地先」に、「同町天王字棒沼台247番19地先」を「同市天王字棒沼台247番19地先」に改め、同表一般国道105号の頂中「北秋田郡鷹巣町中屋敷字林岱34番1地先から同町綴子字大堤397番1地先まで」を「北秋田市中屋敷字林岱34番1地先から同市綴子字大堤397番1地先まで」に改め、同項の次に次のように加える。

般国道282号

鹿角市八幡平字湯瀬安南岩 3 番 1 地先から鹿角郡小坂町荒谷外 2 字小滝外 6 国有林3009林班ち小班まで

別表第1県道あきた北空港西線の頂中「北秋田郡鷹巣町脇神字八ケノ下34番10地先から同町今泉字根立場2番211地先まで」を「北秋田市脇神字八ケノ下34番10地先から同市今泉字根立場2番211地先まで」に改め、同表県道あきた北空港東線の頂中「北秋田郡鷹巣町脇神字八ケノ下34番10地先から同町中屋敷字林岱34番1地先まで」を「北秋田市脇神字八ケノ下34番10地先から同市中屋敷字林岱34番1地先まで」に改め、同項の次に次のように加える。

県道能代二ツ井線 県道能代二ツ井線 2 地先まで

別表第1県道男鹿八竜線の項中「南秋田郡若美町払戸字大樋130番1地先」を「同市払戸字大樋130番1地先」に改め、同表県道払戸箱井線の頂中「南秋田郡若美町払戸字大樋130番1地先から同町払戸字波部96番2地先まで」を「男鹿市払戸字大樋130

番1地先から同市払戸字渡部96番2地先まで」に改め、同表県道秋田天王線の頂中「南秋田郡天王町天王字棒沼台247番19地先」を「潟上市天王字棒沼台247番19地先」に、「同町天王字溝沼92番1地先」を「同市天王字溝沼92番1地先」に改め、同表県道本荘西仙北角館線の頂中「仙北郡西仙北町刈和野字三枚橋57番地先から同町刈和野字刈和野299番地先まで」を「大仙市刈和野字三枚橋57番地先から同市刈和野字刈和野299番地先まで」を「大仙市刈和野字三枚橋57番地先から同市刈和野字刈和野299番地先まで」に改め、同表市道材木町東能代線の頂中「同市字仁井田白山63番15地先」を「同市扇田字扇渕12番2地先」に改め、同表町道追分下出戸線の頂から町道東船戸幹線の項までを次のように改める。

市道東船戸幹線 大仙	市道刈和野南線 大仙市 先まで	市道刈和野北線 番 2	市道芦沢旗伏線 字高	市道追分下出戸線 地先まで
大仙市北楢岡字下船戸113番 4 地先から同市北楢岡字東船	大仙市北野目字新野16番1地先から同市字刈和野299番地	大仙市刈和野字三枚橋57番地先から同市刈和野字寄騎館81	大仙市協和峰吉川字芦沢通73番1地先から同市協和峰吉川	潟上市天王字追分西15番1地先から同市天王字蒲沼92番1
戸150番1地先まで	先まで	番2地先まで	字高寺山74番1地先まで	地先まで

問刻 徭 樣式第8号中 ١٦ 巾 上記の駐車を許可する, 登録又は 検査番号 例 例 上記の駐車を許可する 車 登録 番号 Ĺĺ Ш 郡 例 믜 期時 빱

例 樣式第14号中「第 ずる理由 解任を命 きません。 日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起す 会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつて 月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田 申立てをすることができません。 算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができ この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したと 紦 号」を「指令秋公委第 巾 に改める。) に 晶 解任を命 ずる理由 翌日から起 ます。ただ 議申立てに . 라 다 ることがで も、処分の 経過したと ことができ 県公安委員 起算して6 様式第17号及び様式第18号中「第 措置を命 ずる理由 異議 きは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 ます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を 対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起する この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異 に改める。 响 を「指令 紦

ī Tu ĹΙ

を知つた日の翌日から起

を経過したときは、 ることができます。

審 ただ

に改める。

る者は、

秋田県公安委員

日の翌日から起算して6

訴えを提起することがで

間内であつても、

処分の

措置を命

例

ずる理由

算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をす この処分について不服があるときは、この処分があつたこと その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年

会となります。)、提起することができます。ただし、その期 日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの 月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表す この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた

À る裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの ただし、その期間内であつても、裁決の日の翌日から起算 処分の取消しの訴えを提起することができません。

請求をすることができません。

訴えは、 して1年を経過したとき に提起することができま 審査請求に対す

굨 浬

この規則は、 公布の日から施行する。

秋田県公安委員会規則第7号

を次のように定める。 秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

平成17年4月1日

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する

秋田県公安委員会委員長

쨇

#

品

委員会規則第3号)の一部を次のように改正する 秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(平成14年秋田県公安

様式第5号から様式第8号まで及び様式第11号中

がある 救 この決定に不服 滨 場合 万 9 张 日から起算 委員会に異 この決定

例

救 がある場合 この決定に不 滨 万

議申立てをすることができます。 に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌 して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公安

服の法 **県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起すること** ができます。ただし、その期間内であつても、 算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することが

日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田 申立てをすることができます。 た日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌 この処分について不服があるときは、 この処分があつたことを知つ

対に

処分の日の翌日から起

は、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算 消しの訴えを提起することができません。 して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつ できません。 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴え 決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取

この規則は、 公布の日から施行する, 8

쫑

浬

秋田県公安委員会規則第8号

に定める。 道路交通等保全に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 驟 #

品

道路交通等保全に関する条例の施行に関する規則(昭和44年秋田県公安委員会規則 道路交通等保全に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める

第3号)の一部を次のように改正する

別記様式第3号(第5条、第7条関係)

								指令秋公委第	号
				許	可	Ē	탈		
								申請者	
実施日時	年	月	日	時	分から	時	分まで		
場 所									
行 進 路									

年 月 日付けで申請のあつた上記示威運動(示威行進)は、道路交通等保全に関する条例(昭和24年秋田県条例第25号)第4条第3項の規定により、別紙の条件を付して許可する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを 知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌 日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第4号(第5条、第7条関係)

指令秋公委第号

不許可通知書

申請者

年 月 日付けで申請のあつた上記示威運動(示威行進)は、道路交通等保全に関する条例(昭和24年秋田県条例第25号)第4条第1項の規定により許可しない。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。) 提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを 知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌 日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

査請求をすることができます

して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、公安

この決定があつたことを知つた日の翌

に不服がある場合は、

字 浬

この規則は、 公布の日から施行する。

铡။ 徽 本 먉 驲 눼

秋田県警察本部告示第27号

を次のように定める。 秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

平成17年4月1日

本部告示第5号)の一部を次のように改正する 秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年秋田県警察

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する

秋田県警察本部長

祥

滥

മ

갋

様式第5号から様式第8号まで及び様式第11号中

び この決定に不服) 16 10 場合の

占 洪 日から起算 委員会に審 この決定

滨

救 ダ この処分に不 ある場合 滨 占

149

2

日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌

請求をすることができます。

た日の翌日から起算して60日以内に、

秋田県公安委員会に対して審査

この処分があしたことを知し

この処分について不服があるときは、

服の法

ができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起 **県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起すること** 算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することが

対に対

できません。

ω

て6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつて しの訴えを提起することができません。 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴え 審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算し 裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消

80

굨

浬

この規程は、 平成17年4月1日から施行する。

田

発

行

者

秋

秋田市山王四丁目一番 号

一月三千六百七十五円 (税込)

購読料金

印 印 刷 刷

所 者